

# 商工建設常任委員会会議録

平成21年 4 月23日

場 所 第5委員会室

平成21年 4月23日（木曜日）

---

午前10時2分開会

---

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・アンテナショップの売上状況等について
- ・「セーフティネット保証（5号）」の承諾状況について
- ・雇用・労働に関する最近の動きについて
- ・平成20年度企業誘致の状況について
- ・一般国道220号青島～日南改良の事業執行の当面の見合わせについて
- ・公共事業における経済・雇用緊急対策について

---

出席委員（9人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	西村	賢
委員		星原	透
委員		野辺	修光
委員		黒木	正一
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫
委員		坂口	博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡邊	亮一
商工観光労働部次長	持原	道雄

企業立地推進局長	矢野	好孝
観光交流推進局長	江上	仁訓
部参事兼商工政策課長	古賀	孝士
工業支援課長	森	幸男
商業支援課長	吉田	親志
経営金融課長	安田	宏士
労働政策課長	押川	利孝
地域雇用対策室長	篠田	良廣
企業立地推進局次長	山口	俊匡
観光推進課長	後沢	彰宏
みやざきアピール課長	甲斐	睦教
工業技術センター所長	河野	雄三
食品開発センター所長	河野	満洋
県立産業技術専門校長	西	盾夫

県土整備部

県土整備部長	山田	康夫
県土整備部次長 （総括）	岡村	巖
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	児玉	宏紀
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	藤原	憲一
高速道対策局長	渡辺	学
管理課長	成合	修
用地対策課長	服部	芳邦
部参事兼技術企画課長	岡田	健了
部参事兼工事検査課長	富高	康夫
道路建設課長	濱田	良和
道路保全課長	大寺	重樹
河川課長	大田原	宣治
ダム対策監	小嶋	雄一郎
砂防課長	平田	一善
港湾課長	野田	和彦
空港・ポートセールス対策監	前田	安徳

都市計画課長	黒田博司
公園下水道課長	東康雄
建築住宅課長	佐藤徳一
営繕課長	川崎俊一郎
施設保全対策監	上門豊生
高速道対策局次長	河野俊春

労働委員会事務局

事務局長	野田俊雄
調整審査課長	上玉利正利

事務局職員出席者

議事課主査	前田陽一
議事課主任主事	吉田拓郎

○宮原委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります、執行部入れかえの際には、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時議会において、私ども9名が商工建設常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび、委員長に選任されました小林市選出の宮原義久でございます。

一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私は、今回、先ほど言いましたように、委員長に選任していただきましたが、現在、世界的に大変厳しい経済状況の中で、宮崎県の置かれている状況も大変厳しい状況にあるというふうに認識をしております。そういう中であって、知事のいろんなPRの効果もあって、宮崎が大変脚光を浴びているということは間違いではないし、それを続けていくこともまた大事な事かなというふうにも思いますし、働く場所の確保、特に企業誘致等に一生懸命頑張っていたきたいなというふうに思っているところであります。私ども9名、商工の分野の一生懸命また勉強もさせていただきますし、皆さんと知恵を出し合いながら、限られた予算だというふうに思いますが、有効に使って最大限の効果が出るように一生懸命私どもも努力していきますので、一緒になって宮崎県の発展につなげていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、委員の皆様を御紹介いたします。

まず、私の隣が日向市選出の西村副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の星原委員でございます。

串間市選出の野辺委員でございます。  
東臼杵郡選出の黒木委員でございます。  
続きまして、向かって右側ですが、延岡市選出の太田委員でございます。

宮崎市選出の井上委員でございます。  
都城市選出の徳重委員でございます。  
児湯郡選出の坂口委員でございます。  
次に、書記の紹介をいたします。  
正書記の吉田主任主事でございます。  
副書記の前田主査でございます。

次に、商工観光労働部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○渡邊商工観光労働部長** 商工観光労働部長の渡邊でございます。この1年、よろしくお願ひしたいと思ひます。

御案内のとおり、先ほど委員長からもお話がありましたように、戦後最大と言われます世界同時不況の中でございます。本県商工観光労働行政を取り巻く環境も大変厳しい状況でございます。産業の活性化あるいは雇用の場の確保など、県民生活に直接関係する当部といたしましては、喫緊の課題であります経済・雇用対策に、職員一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、宮原委員長を初め、委員の皆様様の御指導、御支援を何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、商工観光労働部の幹部職員を紹介させていただきます。お手元にお配りしております委員会資料の1ページに幹部職員名簿がございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

隣でございますが、次長の持原道雄でございます。

企業立地推進局長、矢野好孝でございます。

観光交流推進局長、江上仁訓でございます。  
部参事兼商工政策課長、古賀孝士でございます。

工業支援課長、森幸男でございます。  
商業支援課長、吉田親志でございます。  
経営金融課長、安田宏士でございます。  
労働政策課長、押川利孝でございます。  
地域雇用対策室長、篠田良廣でございます。  
企業立地推進局次長、山口俊匡でございます。

観光推進課長、後沢彰宏でございます。  
みやざきアピール課長、甲斐睦教でございます。

工業技術センター所長、河野雄三でございます。

食品開発センター所長、河野満洋でございます。

県立産業技術専門校長、西盾夫でございます。

以上、幹部職員でございます。この1年よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、2ページをごらんください。部の執行体制についてであります。今年度は、雇用対策の充実強化を図るため、労働政策課内に地域雇用対策室を新設し、本庁、2局7課1室の体制となっております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思ひます。平成21年度商工観光労働部予算についてであります。当初予算に追加して補正予算を編成しているところでございますが、補正後の予算額は、一般会計及び特別会計を合わせまして470億7,110万6,000円であります。対前年度当初比113.2%となっております。各課ごとの予算額は、それぞれの表に記載しているとおりでございます。

次に、資料の4ページをごらんいただきたいと思ひます。平成21年度の県の重点施策にかかわる商工観光労働部の事業を体系的に整理したものでござひます。

まず、雇用創出・就業支援対策についてであります。この重点施策は2つの対策に分かれております。まず、①の雇用創出・就業支援対策につきましては、アの雇用の場の創出やすぐれた人材の確保・育成を図るため、半導体関連産業人材育成支援事業を実施することによりまして、企業の若手技術者等の技術力の向上や即戦力の人材の確保を図ることとしております。また、まちなか商業再生支援事業を実施することによりまして、商店街等の振興を図るほか、広域拠点工業団地整備促進事業を実施することによりまして、大規模な工業団地の整備等を行う広域市町村に対し支援を行うこととしております。また、イの経営革新の促進を図るため、みやざき新ビジネス応援プラザ開設事業を実施することによりまして、ベンチャー企業等の支援・育成、あるいは県内企業の新たな事業展開を支援するための貸しオフィスを整備することとしております。さらに、②の建設産業対策といたしましては、アの経営革新の促進を図るため、建設産業等地域力連携強化事業を実施することとしておりまして、専門家による経営支援チームの設置や、事業計画の熟度を高めるための事業化支援補助金を設けるなど、ワンストップ体制で経営支援を行う体制を整備することとしております。

次に、中山間地域対策についてであります。①の中山間地域活性化・産業対策につきましては、アの中山間地域の集落の活性化を図るため、一村一祭アピール事業を実施することによりまして、地域資源を活用した交流促進のため

の市町村等の取り組みを支援することとしております。

次に、委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思ひます。「新みやざき創造計画」におきます戦略別施策体系であります。平成21年度の部の主な新規・重点事業を位置づけたものであります。これらの事業のうち、先ほど説明しました平成21年度重点施策に該当しない主な新規事業について御説明いたします。

「戦略3-1「みやざきブランド」の総合プロモーション」についてであります。この戦略は2つの施策に分かれておりまして、2の大都市、東アジアなどへの販路開拓につきましては、みやざき県産品東アジア販路拡大戦略推進事業を実施することによりまして、昨年度策定した戦略に基づきまして、官民一体となって県産品の販路拡大の総合的な取り組みを行うこととしております。

次に、6ページでございます。「戦略3-2おもてなし日本一観光推進」についてであります。この戦略は、4つの施策に分かれておりまして、1の観光資源の掘り起こし・磨き上げの推進につきましては、自然や伝統文化などの地域資源の掘り起こしを図るため、創造・再生！新みやざき観光地づくり事業を実施することによりまして、持続的で自立した観光地づくりを目指す市町村等の取り組みを支援してまいりたいと考えております。次に、2の国内外の旅行会社等へのセールス強化と著名人を活用したPRの実施につきましては、九州新幹線誘客対策事業を実施することによりまして、平成23年の九州新幹線の全線開通を見据えた観光PRや観光ルートの開発のための調査等を行います。また、あわせて、みやざき恋旅プロジェクトを実施することによりまして、幅広い世代のカップ

ルの誘客に官民一体となって取り組み、恋旅ブームの創出を目指すこととしております。

次に、7ページをごらんいただきたいと思っております。「戦略3-4 働く場づくり・ものづくり振興」についてであります。次の8ページ、2の県内中小企業の円滑な資金確保を支援の項目につきましては、中小企業金融緊急対策事業を実施することとしております。これによりまして、融資枠の拡大、保証料率の引き下げを行いまして、厳しい経営環境にある中小企業者の資金繰りを支援することとしております。次に、3の県内企業の新技術、新製品等の発掘、研究開発及び販路開拓を支援につきましては、2つの施策のうち、県内企業の新技術、新製品等の開発・販路開拓促進を図るために、宮崎県新技術・新工法展示商談会開催事業を実施することによりまして、県内企業が自動車メーカーに直接PRする機会を創出しまして、さらなる取引拡大を目指すこととしております。

次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。平成21年度の一般会計補正予算に関連した事業についてであります。一番上の表にございますとおり、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に3億8,408万5,000円、ふるさと雇用再生特別基金事業に14億8,012万9,000円を追加補正いたしております。

このうちまず、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業についてであります。この事業につきましては、一時的な雇用・就業機会を創出することを目的としておりまして、①の県雇用創出事業におきましては、県が直接実施するものでありまして、商工観光労働部関係としましては、県内製造業実態調査事業ほか2事業を行うこととしております。また、②の市町村雇用創出事業につきましては、事業を行う市町村に対しま

して補助金を交付することとしておりまして、また、③の生活・就労相談支援事業につきましては、ハローワークとの連携によりまして、求職者に対する相談支援を行うこととしております。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業についてであります。この事業は、継続的な雇用機会を創出することを目的としております。①の県雇用創出事業につきましては、県が直接実施するものでございまして、商工観光労働部としましては、新事業創出・農商工連携促進事業ほか12事業を行うこととしております。②は市町村雇用創出事業でございまして、これは、事業を行う市町村に対し補助金を交付することとしております。それから、③の正規雇用一時金支給事業につきましては、正規社員として雇用した事業主への一時金支給業務を行うこととしております。そのほか、④の基金事業協議会運営事業につきましては、県や宮崎労働局、労使団体等により構成される協議会の運営事業を行うこととしております。

以上、ただいま説明しました2つの基金事業における県実施分の雇用創出見込みについてでございます。緊急雇用創出事業関係につきましては、県全体で11事業、雇用創出見込みが401名、うち商工観光労働部は3事業10名となっております。また、ふるさと雇用創出事業関係につきましては、県全体で13事業、雇用創出見込みが92名で、すべてが商工観光労働部の実施事業となっております。

私からの説明は以上であります。10ページ以降に主な新規・重点事業等の概要を添付しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

このほか4件の報告事項があります。これに

つきましては、担当課長等より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○吉田商業支援課長** 私のほうから御説明させていただきますが、委員会資料の33ページをお開きいただきたいと思います。アンテナショップの売り上げ状況等についてということで御報告申し上げます。

みやざき物産館など県が設置しておりますアンテナショップ3カ所の平成20年度の売り上げ状況がまとまりましたので、御報告いたします。1の平成20年度の売り上げ状況等をごらんください。20年度1年間のみやざき物産館の売上額でございますが、8億9,555万1,000円と、前年度に比しまして17.9%の増加となっております。また、買い上げ客数につきましても20.8%の増ということで、引き続き好調な売り上げを記録しております。また、東京にあります新宿みやざき館KONNEの売上額につきましては、4億7,603万2,000円ということで、前年度に比べると21.4%の減少となっておりますが、下の参考のところの新宿のほうを見ていただきますと、宮崎ブームが始まる前の17年度は3億1,100万だったものが、今回は4億7,600万ということで、53%増ということで依然、高どまりを続けていると考えております。これに大阪事務所内の大阪支部を加えましたアンテナショップ3カ所の合計の売上額は、13億8,431万5,000円と、前年度に比べ0.4%増となっております。

次に、2のオンラインショップの開設でございますが、ネット上で県産品のPRと販売もできるオンラインショップを5月1日から開設する予定でございます。開設当初は30社64品目の取り扱いとなりますが、5月末までには約100品

目まで広げていく予定にしております。なお、オンラインショップのPRのチラシにつきましては、別途お配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

これらの取り組みによりまして、今後とも、県産品の販路拡大を図るとともに、宮崎ブームの高どまりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

**○安田経営金融課長** 委員会資料の34ページをお願いいたします。国の緊急経済対策を受けまして、昨年末から中小企業等の利用が大幅に増加しております「セーフティネット保証（5号）」であります。その3月末の承諾状況がまとまりましたので、御報告いたします。

まず、1の申し込み件数、承諾件数の状況であります。折れ線グラフが毎月の申し込み件数、棒グラフの色がついております。色が累計の申し込み件数と、色のないほうはその承諾の累計件数をそれぞれ示しております。このうち、折れ線グラフをごらんいただきたいのですが、12月から申し込みが急増しております。3月はこれまでで最高の742件となっております。なお、20年度全体での申し込みに対する承諾の割合、いわゆる承諾率は95.5%となっております。その下に表がございますけれども、20年度の月ごとの申し込みの取り扱いの状況を示しておりますが、一番下に合計を示しております。申し込み全体が2,943件、うち承諾が2,612件、3月末でまだ審査中でありましたものが124件、取り下げが84件、否決が123件となっております。

次に、2の承諾額の状況であります。上の棒グラフがセーフティネット保証の月ごとの保証の承諾金額を示しております。下の表で20年度

全体の承諾金額をまとめておりますけれども、県の保証協会全体では2,612件の365億3,500万円余、うち県の融資制度関係の承諾が1,971件の241億7,100万円余となっております。

次に、3でセーフティネット保証（5号）の対象業種の推移を示しております。昨年の4月には156業種であったのですが、その後、中小企業団体等からの要望もありまして、段階的に対象業種が拡大されまして、2月27日からは業種全体の約84%となります760業種に拡大されたところでございます。

以上が3月末のセーフティネット保証の承諾状況であります。中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあると考えております。このため引き続き、金融機関、保証協会等とも十分連携を図りながら、中小企業の金融対策に取り組んでまいりたいと考えております。

経営金融課は以上であります。

**○篠田地域雇用対策室長** 委員会資料の35ページをお開きください。雇用・労働に関する最近の動きについて御説明いたします。

まず、1の完全失業率の推移についてであります。これは、注1にありますように、総務省の労働力調査によるものでありまして、平成19年が全国が3.9%、本県が3.5%、平成20年が全国が4.0%、本県が3.7%となっております。平成20年度の月別の完全失業率は4%前後で推移しており、ことし2月は4.4%となっております。

次に、2の有効求人倍率の推移についてであります。まず、全国の有効求人倍率は、平成19年度が1.02倍でしたが、昨年の1月以降は1倍を割り込み、直近のことしの2月では0.59倍まで低下してきております。また、本県では、19年度が0.65倍でしたが、ことし2月が0.42倍と

低下傾向が続いております。九州各県におきましても、いずれも低下傾向が続いており、非常に厳しい雇用情勢となっております。

次に、3の非正規労働者の雇いどめ等の状況についてであります。これは、全国のハローワークが企業への聞き取り調査を行ったものであり、県内では290社について調査がなされております。これによりますと、昨年10月からことし6月までの間に全国で19万2,061人、県内で2,296人の非正規労働者の雇いどめ等が見込まれております。就業形態別の内訳は表のとおりであります。

次の36ページをごらんください。4の平成21年春卒業予定者の内定状況等についてであります。まず、(1)の内定状況であります。ことし2月末現在で大学生の内定率は85.0%であり、昨年同期比で0.8ポイント高くなっており、また、高校生の内定率は93.7%であり、昨年同期比で1.7ポイント低くなっております。また、

(2)の採用内定取り消しの状況についてであります。平成21年3月23日現在、全国で1,845人、九州で177人となっております。本県におきましては、県内事業所による内定取り消しは把握されておりませんが、注2に記載しておりますように、県外事務所による内定取り消しが大学生1名、高校生4名の計5名が確認されております。

最後に、5の宮崎県求職者総合支援センターの設置についてであります。このたび県では、離職者等の生活安定と再就職の促進を図るため、求職者に対する生活・就労支援を行う宮崎県求職者総合支援センターを、(2)(3)にありますように、宮崎市の江平ビル1階に昨日開設いたしました。業務時間ですが、(4)にありますように、祝祭日及び年末年始を除く月

曜日から金曜日の午前8時半から午後5時までとなっております。業務内容につきましては、(5)にありますように、①の生活福祉資金貸付制度等に関する情報提供などの生計維持に関する相談や、②の公営住宅に関する情報提供などの住宅確保に関する相談、③の能力開発講習や受講のための支援制度等に関する情報提供など、職業能力開発に関する相談や、このほか④の国で実施する支援についての情報提供や、国の職業相談・職業紹介窓口との連絡等を行うことにしております。

なお、これには記載しておりませんが、延岡・都城・日南総合庁舎で来月から毎月1回程度、出張相談して対応することにしております。

説明は以上であります。

**○山口企業立地推進局次長** 資料の37ページをお開きいただきたいと思っております。平成20年度企業誘致の状況につきまして御説明をいたします。

平成20年度の企業誘致につきましては、積極的な誘致活動を展開いたしました結果、前年度の実績を上回ります新規立地企業数25件となっております。最終雇用予定者数につきましては、1,239人となっております。

業種別でございますが、2の過去5年間の誘致件数の表でございますように、製造業が18件、情報サービス業5件、流通関連業2件となっております。

具体的な企業名、業種等につきましては、3にございます平成20年度の誘致企業一覧のとおりでございます。20年度の特徴といたしましては、夏ごろまでは精密機械製造、自動車部品製造の工場や、雇用効果の大きなコールセンターの立地などがございましたが、経済に陰りが見

え始めました秋以降、食品関係や木材関係など、1次資源を活用した製品の製造工場の立地がふえてきております。このうち、県外からの新規の立地でございますが、3の一覧を見ただけですと、2のヤマトコンタクトサービス、3のシリコンライブラリ、4の西日本スチールセンター、7のセプテーニ、9のアダプトゲン製薬、21のアオキ、23のO T S L、25のヒラカワガイダム、以上の8件となっております。

厳しい経済状況でございますが、今後とも、企業の投資情報等の収集に努めまして、市町村と連携いたしまして、積極的な誘致活動やフォローアップ事業に取り組み、雇用の場の創出に努めてまいりたいと考えております。

企業立地推進局は以上でございます。

**○宮原委員長** 執行部の説明が終わりました。説明のあったことにつきましての質疑はありますか。

**○星原委員** まず、企業立地推進局ですが、今、20年度の誘致件数25件ということで、ここに一覧があるんですが、県外から来た分の番号だけ教えていただけませんか。

**○山口企業立地推進局次長** 2、3、4、7、9、21、23、25の8件でございます。

**○星原委員** 商業支援課、アンテナショップの売り上げ状況等説明をいただいたんですが、きのうの新聞を見ていると、物産振興センターが繰越金2億9,000万、それだけ留保を持ちながら、今回もまた2月の予算で5,500万円の当初予算を組んでいますね。何でこれだけの留保がありながら、また予算を組ませるのか、その辺はどう解釈したらいいんですか。

**○吉田商業支援課長** センターに対する21年度の運営補助金についてでございますが、20年度

の上半期時点での売上高とかそれ以降の見込みということで、予算要求は10月に行ったところなんですけれども、そのときの状況がちょっと厳しかったということもありまして、当初予算には必要な額を計上したところでございます。

○星原委員 県のほうからのこれを見ると、設立時から人件費名目ということで補助金を流しているわけですが、物産振興センターの人件費というのは、年間どれぐらいを予定しているんですか。

○吉田商業支援課長 人件費としまして、2億1,400万を考えております。

○星原委員 今、雇用数はどれぐらいなんですか。

○吉田商業支援課長 正規職員、派遣、パートを合わせまして64名でございます。

○星原委員 去年の予算要求の時点でなかなか厳しい状況というのであれば、前年度とか、あるいは売上げの推移が毎月出ているわけですね。月々に多分、集計してどれぐらいずつ出ているかというのはどんな商売でも私はわかると思うんです。仮に4月から始まれば4月の売上げがどれだけ、そしてどれだけの利益が出て、それをずっと追っかけていけば、10月の予算を計上するまでの間に、傾向として伸びているか、横ばいか、下降線をたどっているか、これは厳しいか厳しくないかというのは、我々も民間ですから、動きを見ておけば大体予測はつくんですね。それで、繰越金が1億以下ぐらいだったら、今言われるように、人件費が2億1,000万かかると、2007年度が7,200万、2008年度が5,100万と予算をいただいているわけですね。2008年度が5,165万円で、今回が5,500万。少し利益が出そうなんで減らしていくというのならわかるんですけど、前年度よりふ

やしていくというのが、何で留保を持ちながらそういうことをしないといかんのか。県の予算というのは大変厳しい中で、みんな一生懸命努力しながら、景気も悪くなって、予算を少しでもやって景気をよくしようとかしている中でこういう形の要求をされるのかというのが、私には理解できないんです。大体予測はつくわけですからね。本当にマイナスになって赤字の状況であれば補助金をもらわなくちゃいかんとか、いろんなことも出てくるんでしょうけど、そうじゃなくて、1年分の人件費の予算以上に留保金が出るようなこういうセンターあたりに、何で県は予算を出すのかというのはどうも解せないんですが、その辺、もうちょっと詳しく教えてください。

○吉田商業支援課長 売上げの状況は毎月見ているんですが、こういうブームですので、上がったりが下がったりが非常に大きくて、10月の時点では下り傾向かなと思ったところもあったということでもございまして、先ほどから申し上げた運営費につきましては、知事からもちよつとありましたので、センターとも相談しまして、センターとしましては、21年度の補助金については減らした形で予算をつくっていかないという形で考えておるようでもございまして、21年度の売上げの推移とかセンターの運営状況等を踏まえまして、その取り扱いについて十分協議しながら、その補助金の執行をどうするかということを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○星原委員 そういう形で検討していただいて、厳しい状況になったときはまたそういう応援も要るんでしょうが、こうやって留保金が出るぐらいになると、要するに利益が出ているので、いろんなアイデアですね、多く売って、ど

うやって利益を出していくかとか、そういったものが留保があるとある程度鈍るような感じにするんですね。厳しければ厳しいだけ何とかやりくりせないかと、いろんな知恵が出たりアイデアが出てきて、いろんな方法を考えていくんですね、通常の企業だと。だけど、余裕があると、通常の営業形態でやっけていても大丈夫かなとなるわけですよ。ですから、内部留保というか、利益が出ていることはいいことではあるんですが、その辺を考えると、やっぱり厳しい中で自分たちもそれぞれ――補助金をもらう団体もいろいろあるわけですから、そういう厳しいところもある中で、それだけの留保があれば、今の知事のある程度のブームの中でつかんだノウハウを、今度は補助金なしでやっていくんだ、いけるんだという感じに持っていくにも、ある程度厳しさもないといかんのじゃないかなと思いますので、ぜひ、その辺はよく検討してやってほしいなというふうに思うんです。予算が出て、我々に通させておって、10月ごろにこういう形で出てくるんなら話はわかるんですけど、この前予算を通しておって、こんな形で出てこられると我々は何を審査したんだとなっちゃうんですね。その辺はよく考えて予算要求なりには取り組んでもらわんといかんのじゃないかなと思いますので、よろしく。

**○吉田商業支援課長** 今後は、委員がおっしゃるとおり、長期的な視点に立ちまして、センターの財政基盤の強化とか、収益を上げる体制づくり、人的とか財政的な支援も含めまして、それを推し進めることによって自立化を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

**○星原委員** ぜひ、お願いします。

**○渡邊商工観光労働部長** 今、課長が説明いた

しましたが、今、星原委員がおっしゃっていることは、まさに知事が一昨日以来言っていることと全く同じでございます、当面この問題をどうするかということなんですが、21年度の予算の執行の問題として、我々はまず当面検討しなきゃいけない。これは、5月に物産協会役員会とかで予算組みしますので、来年度の予算をちゃんと組めるのか、そういう中で県の補助金をどう取り扱うのかという、そこで一つ検討があります。もう一つは、物産協会については、自立化とかいろんな議論があるわけですよ。今回の繰り越しも、そういう視点で繰り越しを考えていたこともあるわけで、問題はこの物産協会の役割というのを、単なる収支、採算ベースでやっていいのか、県の行政の受け皿的な側面もありますので、県によっては直営でやっているところもあるんですね。だから、その物産協会の役割をよく吟味して、その上で今後のあり方をちゃんと出すべきであると。その過程で、議会にも報告し、御議論をいただきたいと、そういうふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

**○宮原委員長** ほかにございませんか。

**○野辺委員** セーフティネット保証の承諾の問題ですが、否決されたのが123件あるんですけど、これは書類の不整備とかいろいろあると思うんですが、どういう内容なんでしょうか。

**○安田経営金融課長** 123件についての否決の理由なんですけど、申し込みをいただきましたけれども、かなりの借入れがありまして、どうしても返済計画が立たないということで、金融機関、信用保証協会等で否決をしたものが大部分です。それ以外に、例えば、過去に借入れがあつて、そのときの支払いが滞りまして、信用保証協会の代位弁済が発生し、なおその代位弁

済が残っている場合というのには、どうしても新たな融資というのは難しいものですから、結果として、年間で123件の否決が出てきたということになっています。

○野辺委員 取り下げは、いろんなほかの借り入れとかだと思んですが、取り下げはどういう……。

○安田経営金融課長 野辺委員おっしゃるとおり、申し込みはしたんですけども、その審査の途中で、例えば、ほかの融資が決まりましたのでということで取り下げられる場合が大部分というふうに聞いております。

○野辺委員 124件の審査中は、例えば3月の申し込みの審査中というのが多いんでしょうか。

○安田経営金融課長 124件の審査中でありまして、その多くは3月末に受付をしまして審査をしているもの、それから、一部書類が不足しておりましたために追加の資料をお願いしているもの等で124件と聞いております。

○野辺委員 否決の123件については、ほかに救済の方法はないんでしょうか。それと、どんな指導をされておるんでしょうか。

○安田経営金融課長 123件の否決なんですけど、先ほど言いましたように、例えば借り入れが過大であるとか、なかなか計画が立たない、そういった申し込みについては、私ども、今、各商工会議所、商工会等にそういった相談をするための専門の支援チームを置いております。そういったところで再度、経営計画の見直しであるとか、例えば借り入れの規模の縮小であるとか、そういったことでできるだけこのセーフティネットが活用できるような形の支援をさせていただいているところであります。以上です。

○坂口委員 今の95.5%の承諾率、逆に言え

ば4.5%が不成立というか非承諾、それは一応窓口の段階で整理されて、計画書を組んで、商工会なり金融機関なりがこれならいけるだろうと上がってきたものが、いわば再審査みたいなことですね。そこでこれだけ出たんですけど、問題はそれ以前でどれぐらい落ちこぼれているかですよ。これでは保証はとれませんよというのがかなりあると思うんですね。そこらのところをどう把握されているのかというのをまず一つ知りたいんですけど。

○安田経営金融課長 今、お手元に示しております承諾状況は、県の信用保証協会が審査をした承諾の状況です。今お話し、例えば金融機関の窓口等での状況については、その段階でなかなか厳しいという判断を金融機関が示す場合もあるのかなと思ってはおりますが、申しわけありませんが、その状況については把握をいたしておりません。

○坂口委員 そこが2つ問題があると思うんですね。実際、今、県内の中小企業はどういう状況にあるのかという、経営状況がまずつかめないということですね。そこが把握できないと、資金繰りというのは……。もう一つ、一応、金融機関なり、あるいは商工会なりが、この計画書なら何とかセーフティネットに乗れるんじゃないかということで整理して上がってきたものですね。そこでのこの4.5%の不成立というのは、今、野辺委員が深刻にとられたように、何とかならんのかというのが一つありますね。

それと代位弁済、これは一たんオーケーを出して貸したものが、諸般の状況の変化でやむなくそういうところに至った、それでもなおかつ立ち直ろうとしているというのが一つですね。意欲とか経営の見通しは、そういう辛酸をなめた上でこれならいけるという経営の見通しを持

ちながら、意欲も持っているという……。保証人によっては思わぬとばっちりを受けたということで、これらを救わない手はないと思うんです。代位弁済が何十年かかろうと、その意思があって実行しているならば、ここらは柔軟性を持って対応すべきだろうと思うんです。単なるしゃくし定規で、金があるから保証してあげようかというような感じでしかなくて、本当のセーフティネットの意をなしていないような気がするんです。そこらの状況をつかむためにも、まず金融機関にどれぐらい申し込みがあったのか、あなたのところはどのような審査をやって、何ぼ外したのか、何ぼ上げてきたんだというのをやらないと、これは金融機関なり保証協会なりに任せたほうがましですよ。これでは貸せるところに貸して商売してくださいよという感覚ですわ。これはちょっと深刻さが足りないと思うんです。

**○安田経営金融課長** 坂口委員言われましたように、金融機関でのそういった状況というのが、やはり一番深刻な部分が出てくるのかなというふうに思っています。私どもも、この制度を含め県の融資制度を運営する中で、県内の金融機関とも制度の問題点とか、実際の運用についての意見交換会をする場を年に5回程度持たせてもらっています。こういう厳しい状況ですので、急にそういった会を開きまして、実際に金融機関での窓口での状況等も、データの把握できるかどうかわかりませんが、そういった状況をぜひ把握していきたいというふうに思っております。

お話にありました代位弁済についても、制度的な問題はあると思うんですけれども、そういった問題があるというのは十分理解していきたいというふうに考えております。

**○坂口委員** ぜひ、そこらあたり、何でこんな事業を今、やらなきゃいけないのか、何の目的でやっているのかということをとータル的に考えて、一方では、企業誘致、年間25社と言われてたですか、その裏では100何社というものが倒産していつているわけですね。その倒産を防げるならば、25社が50社の効果にもなるし、また、そこに投資している財源、これは結果的に税金を何ぼ突っ込んで、どう生かしたということだと思うんです。25社誘致しましたよと言ったって、一方で100社失っていれば、何もならないどころか、マイナスですね。違う投資の仕方をして100社が倒産しないで済んだというなら、企業誘致ゼロでもいいんですよ。雇用を確保して、経済を維持して、あるいは活性化を持たせると。だから、もうちょっと知恵と工夫と、それから何の目的でこんなことをやっているのかという目的意識を持って、せっかくの事業ですから、そして報告してもらえばわかることですから。私の何々支店では何件申し込みましたけど、その土俵にも乗らないものが何ぼありました、これだけは精査して何%上げてきましたよというようなものを集計とればすぐわかることですよ。そこらはぜひ、何の目的を持って税金を出そうとしているのかという目的意識を持って、その税金の効果を達成するためにはどうあるべきかというのを、もうちょっと幅広く、そして高い視点から見ていく必要があるような気がします。要望です。

**○宮原委員長** 要望ということですので、よろしく願います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○宮原委員長** それではないようですが、その他、今、説明がありました以外に何かございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですね。先ほど、野辺委員、坂口委員のほうからありましたセーフティネットに関する部分で、金融機関の申し込みが多分カウントとれないことはないというふうに思いますので、経済の厳しい状況が実際伝わるというのは、そういう状況まで資料が出てこないと状況を判断できないのかなと思いますので、先ほども話がありましたように、そういったもののカウントがとれていくような状況をつくっていただくことが大事かなというふうに思いますので、要望ということでありますので、十分検討を図っていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終わります。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

---

午前10時59分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時議会におきまして、私ども9名が商工建設常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび、委員長に選任されました小林市選出の宮原義久でございます。

一言ごあいさつを申し上げます。私ども9名が、今回、先ほど言いましたように、委員として選出をいただいたんですが、昨年から入札改革で大変県内の建設業界の皆さん、苦しい状況なんです、最低制限価格を多少引き上げていただいて、多少は議会側からのいろんな要望も聞いていただき、また、業界の方も多少は安堵しておられるのかなというふうに思ひますが、

九州の中でも大変厳しい数字なのかなというふうに思ひておりますが、いきなり大きく改革もできないというふうには思ひておりますが、業界が大変苦しんでいる状況がありますので、そういったものをどんどんまた検証していただいて、改革を図っていただき、先ほど商工観光労働部のほうでもありましたが、業者が倒れることが、企業誘致という部分とも関連すると、その方々が健全に仕事をやっていただくことがまた雇用の場の確保にもなるということになりますので、そのあたりも含めて、一生懸命頑張っているというふうには思ひますが、私ども9名も一生懸命そのあたりを含めて、この宮崎県の発展につなげていきたいというふうに思ひております。

特に、東九州自動車道であったり、九州横断道路であったり、高速道路の問題も大変おくれしている宮崎県でありますから、力を合わせて、別の県の力もかりながら、早期整備を図っていただきたいというふうに思ひております。一生懸命、私ども9名、皆さんとおつき合いをさせていただきますながら、宮崎県の発展のために努力をしていきますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が日向市選出の西村副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の星原委員でございます。

串間市選出の野辺委員でございます。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、延岡市選出の太田委員でございます。

宮崎市選出の井上委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。

児湯郡選出の坂口委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の吉田主任主事でございます。

副書記の前田主査でございます。

次に、県土整備部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○山田県土整備部長** 県土整備部長の山田でございます。委員の皆様には、1年間大変お世話になることと存じますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。

県土整備部が所管しております業務は、安全で快適な暮らしの実現や地域の自立ある発展を図るために、社会資本の整備を初めとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくことでありまして、ひいては、公共事業の執行を通じまして、本県の景気浮揚や雇用対策など、地域経済の活性化に果たす役割も重要なものであると認識をいたしております。

先ほど委員長のごあいさつがございましたけれども、入札制度改革につきましても、これまで一生懸命取り組んでまいりましたが、これまでの取り組みを継続的に検証していきますとともに、県議会を初め、幅広く意見を伺いながら、よりよい制度の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後とも、職員一丸となって、県土整備行政の推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、御指導、御支援のほどよろしく願いいたします。

続きまして、幹部職員の紹介をさせていただきます。お配りしております委員会資料の2ページをごらんください。課長級以上について御紹介いたします。

まず、総括次長の岡村でございます。

道路・河川・港湾担当次長の児玉でございます。

都市計画・建築担当次長の藤原でございます。

高速道対策局長の渡辺でございます。

管理課長の成合でございます。

用地対策課長の服部でございます。

技術企画課長の岡田でございます。

工事検査課長の富高でございます。

道路建設課長の濱田でございます。

道路保全課長の太田でございます。

次に、3ページであります、河川課長の大田原でございます。

ダム対策監の小嶋でございます。

砂防課長の平田でございます。

港湾課長の野田でございます。

空港・ポートセールス対策監の前田でございます。

都市計画課長の黒田でございます。

公園下水道課長の東でございます。

建築住宅課長の佐藤でございます。

次に、4ページでございます、営繕課長の川崎でございます。

施設保全対策監の上門でございます。

高速道対策局次長の河野でございます。

また、出先機関の幹部職員につきましては、4ページの中段以降をごらんいただきたいと存じます。

なお、県土整備部各課及び局の分掌事務につきましては、6ページ以降に記載しております。説明のほうは省略させていただきますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

以上で幹部職員の紹介を終わります。

続きまして、御報告を申し上げます。

後ほど、道路建設課より詳細については説明をさせますけれども、御案内のとおり、昨年度末に費用便益比の結果により、一般国道220号青島一日南改良の事業執行の当面の見合わせが突然、国、九州地方整備局より発表されまして、大変驚いたところであります。このため、今月の17日には、知事を先頭に高速道対策局長等が上京しまして、国土交通大臣など国交省等の幹部に対し、強く事業の再開を求めたところあります。また、県議会におかれましては、さきの臨時議会において「国道220号青島一日南改良事業の一時凍結早期解除を求める意見書」を全会一致で可決していただきまして、国へ提出いただきました。厚く御礼を申し上げます。

今回の見合わせは、全国一律の費用便益分析のみの点検結果によるものでありまして、地方の実情を的確に反映しているものではなく、大変遺憾に思っております。事業継続の可否については、この費用便益分析のみではなくて、地域の実情を十分勘案した新たな評価基準を早急に策定することが必要と考えております。

今後とも、国等に対し地方の実情を強く訴えまして、事業の再開に向けて取り組んでまいりますので、委員会を初め、県議会の皆様の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、県土整備部の所管業務につきまして御説明申し上げます。

組織についてであります。委員会資料の1ページをごらんください。県土整備部行政組織表でございます。ごらんのように、本庁が13課1局、出先機関が16事務所の体制になっております。この体制で県土整備行政の推進に取り組んでまいります。

次に、平成21年度当初予算について御説明いたします。資料の20ページでございます。当初

予算一覧でありますけれども、一般会計で824億2,781万5,000円、特別会計で33億8,671万5,000円、合計で858億1,453万円、前年度比で99.2%となっております。

次に、21ページからでございますけれども、新みやざき創造戦略によります分野別の施策体系図に基づきまして、新規・重点事業を記載しております。当部といたしましては、これらの事業を積極的に推進しまして、県民の安全で安心な暮らしを確保し、快適で人に優しい生活空間、そして経済・交流を支える基盤となる県土づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、資料の25ページからにつきましては、当部の主要事業の概要と予算額を記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

なお、本日は、先ほど申し上げました一般国道220号青島一日南改良の事業執行の当面の見合わせ及び公共事業における経済・雇用緊急対策の2件につきまして、それぞれ担当課長から御報告を申し上げます。

私からの説明は以上であります。今後とも、県民ニーズに応じた重点的・効率的な事業の執行に努め、県土整備行政を推進してまいりますので、委員の皆様には、より一層の御支援、御指導のほど、よろしくようお願い申し上げます。以上でございます。

**○濱田道路建設課長** 委員会資料の32ページをお開きください。一般国道220号青島一日南改良の事業執行の当面の見合わせについて御報告いたします。

まず、1の経緯でございますが、国土交通省において、今年度の事業予定箇所費用便益比(B/C)の点検を実施し、3月31日にその結果が本県に届いております。この中で、B/Cが1

以下の事業、本県におきましては、国道220号が0.6という数字が出ておりまして、これに該当するわけですが、当該箇所については、今年度の事業執行を当面見合わせるとし、あわせて県としての意見を求めてまいりました。

これを受けて、2の対応ですが、まず、点検結果についての意見を4月7日に知事から九州地方整備局長あて提出しております。その内容といたしましては、1点目に、今回の事業見合わせは地方の実情を的確に反映したのではなく、大変遺憾であること。2点目としまして、国道220号は何度も被災を受け、地域が孤立することから、国の責任において一日も早く沿線住民の不安を払拭していただきたいこと。3点目として、事業継続の可否については、現在の費用便益分析だけで判断すべきものではなく、新たな評価基準を国として早急につくるべきであることとしております。(2)の沿線自治体等の行動でございますが、4月10日には、地元の鶉戸地区の住民の皆さん方が日南市のほうへ要望されまして、13日から14日にかけては、沿線3市の市長さん等が県及び国に要望を行っております。県としましては、17日に知事が上京いたしまして、国土交通大臣等へ要望したところでございます。

3の今後の予定でございますが、国土交通省としては、速やかにコスト縮減など事業内容の見直し等の検討を行い、再評価を実施して事業継続の可否を決定する予定というふうにお聞きしております。

私からは以上でございます。

**○成合管理課長** 委員会資料の33ページをごらんください。公共事業における経済・雇用緊急対策について御説明いたします。

今回の対策の背景につきましては、上段の枠

内にございますように、世界的な景気後退が続く中、雇用情勢は急速に悪化しておりまして、中でも建設産業を取り巻く経営環境が極めて厳しい状況にございます。このようなことから、これまでもさまざまな対策を講じてきたところでございますが、建設業が本県の全体の倒産件数に占める割合が半数以上を占めるなど、極めて厳しい状況にございます。このため、3月24日に開催されました経済・雇用緊急対策本部会議におきまして、新たな対策を4月から実施することとしたところでございます。

その主な内容について御説明いたします。まず、1の建設工事における最低制限価格の見直しについてであります。建設業の健全な発展や工事の品質確保を図るため、最低制限価格をおおむね85～90%に引き上げることといたしました。また、最低制限価格付近への応札の集中、あるいはくじの発生が多発しておりますことから、いわゆるランダム加算値を用いた最低制限価格とすることといたしました。

また、2の建設関連業務、いわゆる測量や設計コンサルなどの委託業務につきましても、同様に、最低制限価格を予定価格のおおむね75～85%に引き上げることと、ランダム加算値を用いた最低制限価格とすることといたしました。

次に、3の総合評価の拡充についてでございます。技術力や地域貢献度の高い企業が工事を受注しやすい環境をさらに整備するため、総合評価方式の拡充を図ることとしております。具体的には、21年度における総合評価方式の公共三部の目標件数を680件に設定することといたしております。また、地域企業育成型総合評価方式——総合評価の簡易なもの——の対象となる工事の予定価格を引き上げ、対象工事をふやす

こととしております。

次に、34ページをごらんください。4の地域要件の見直しについてであります。いわゆる建設関連業務のうち、最低制限価格付近での入札、あるいはくじの発生が特に多い測量業務につきまして、地域要件の見直しを行うことといたしました。見直しの内容につきましては、35ページをごらんください。関連業務の中でも特に測量につきましては、1件の入札について、最高の場合、50者、60者の入札参加、あるいはくじの多発というような状況がこれまでございました。そういった中で、地域要件を見直し、発注予定価格別に県内7ブロックあるいは3ブロック制を今回、新たに導入することとしております。

次に、34ページのほうに戻っていただきまして、5の執行段階での取り組みの継続でございます。(1)から(4)に掲げております取り組みにつきましては、ことしの1月に入札手続の期間の短縮など実施しておりますけれども、発注の状況や地域の実情等に応じて、引き続き取り組むこととしたところでございます。

そのほか、6のその他にございますように、切れ目のない連続的な公共事業の発注に努めるとともに、融資制度等の活用、あるいは業者から出していただきます工事関係の提出書類の簡素化等々を図ることとしております。

なお、この実施期間でございますが、Ⅱにありますように、Ⅰの1から5につきましては、ことし4月から来年3月までの1年間実施することとしております。なお、その後の対策をどうするかということにつきましては、今年度における経済・雇用情勢等の状況を検証した上で判断してまいりたいと考えております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○井上委員 220号線のことについてお尋ねしたいんですけど、国が必要な道路をつくらないといけないということについては私も異論は全くないんですが、ですから、これは強く国に対して要望しないとイケないと思っています。一方で、B/Cの問題というのは国会でもすごく取り上げられていて、その議論の経過というのがあるわけですね。現実にはコスト削減を含めて見直しをしていく、そして、それに現在取り組んでいて、状況的にこうだったら可能性が出てくるというような、そういう踏み込んだ事業内容の見直しというのは実際取り組んでいる段階なんですか。どっちなんですか。

○濱田道路建設課長 国土交通省のほうで、コスト削減も含めて事業内容の見直しを行うということは聞いておりますけれども、実際、今の数値が0.6という数値になっておりまして、このB/Cを出す上でも、コストについては、恐らく、かなり絞り込めるだけ絞り込んだ上での0.6というふうに考えております。どういう事業内容の見直しになるかにもよりますけれども、コストを4割下げたときによくB/Cが1ということになるわけですので、それほど大幅なコスト削減というのは難しいのではないかなというふうには今、考えているところでございます。

○井上委員 地元として、こういう方法なら可能性を最大限に探るという意味での自分のところのほうから事業の見直しのことについて、実際、踏み込んだことをしているのかどうかということを知りたいだけです。

○濱田道路建設課長 事業の内容の見直しにつきましては、具体的な事業計画も私ども、詳細

に把握しているわけではございませんで、ただ、今のところは、要するにB/Cの便益、これが3つの便益だけしかカウントされていないということで、我々としましては、例えば220号線の場合は、災害とか、あるいは連続雨量が170ミリに達すると事前通行規制で通行どめになって、利用者の方は迂回をせざるを得ない、こういったものも便益としてカウントすべきではないかという提案は従来からしております。ただ、あくまでもB/Cありきの議論ではなくて、220号線の場合、そういった通行どめという課題を抱えているわけで、そういう課題を解消するために事業に着手されておりますので、その課題がまだ解消されていないと。この課題解消のために、やはり事業を引き続き継続していただきたいということを今訴えているという状況でございます。

**○井上委員** 地元からしたら本当に命の道路だと思いませんか。生活の道路だし、そういう意味で言うと本当に必要な道路なんだけど、国の基準には合わない。基準からするとどうにもならんと、端的に金だけで計算されるとそんなふうになるんだと思いませんか。ですから、そこを訴えるというのはよくわかるんだけど、宮崎として、何かここに確実に早期に凍結を外すもの、ただ陳情、陳情と、それだけなのかということが知りたかっただけで、後は多分同じ答えだと思わないですか、いいです。

次、管理課長にお尋ねしたいんですが、以前、議場の中でも、知事は業者数が多過ぎるので適正数にならないといけなみたいなことをおっしゃったんですが、結局、ある意味では淘汰していかざるを得ないみたいなところを言われたわけですがけれども、その考え方については、いまだに一緒なんですか。

**○成合管理課長** 委員のおっしゃるとおり、公共事業の激減ということで、平成5年をピークに民間投資を合わせて8,000億強あった投資額が、半分以下になっておると。業者数につきましては、それに比例して減っていないという状況でございます。知事の発言等々もあったとは思いますが、県といたしましては、建設産業が宮崎県の経済の中に占める雇用者数とか事業者数、1割程度以上ございまして、かつ、今の経済不況の中で、建設産業が活性化することが本県の経済・雇用にも非常に資するというので、そういった意味で今回の経済・雇用緊急対策ということで、知事の御判断によりまして打ったところでございます。

**○井上委員** 知事の判断だけじゃなく、議会からの強いアプローチがあったからだと思いませんか、確かに、今言われるとおり、非常に県内の経済に与える影響というのは大きいんですね。じゃ、有効に金をどうやってそこに配分が行き渡るようにしていくのか。業者数も減っていないという現実があれば、やはりそこにしっかりとしがみついても仕事をしたいという人たちが多いということですね。だったら、そこをどうしていくのかというのはなかなか難しいことだと思うけれども、きちんとした配慮がないと、全体を落ち込ませてしまうということになりはしないのかという心配があるわけですよ。ですから、有効な県の予算の使い方、執行の仕方というのをぜひ配慮いただいて、きょうはこれぐらいなんですけれども、それをお願いしておきたいというふうに思います。

**○坂口委員** 管理課長の認識を改めないといかんの、何千億あって何千社あろうと、一般競争入札、最低制限価格を見直したけれども、不適正な最低制限価格の設定、ここに原因がある

んです。それまで何千社あろうと、その企業の経営が続いてきていたわけですから。それから事業量が減少していく、倒産していく、あるいは雇用の場を失っていく人間の数と云ったら、そうじゃないでしょう。それが引き金ですよ。一般競争入札を導入した、今度はその具体的な実施のやり方に誤りがあるからですよ。だから試行を続けざるを得ないという状況。総合評価方式だの、最低制限価格を見直すだの、地域割りだのと。だから、多過ぎたというその認識は間違いですよ。適正な業者が適正な経営を続けてきていて、ある日突然、制度が変わったことによって淘汰せざるを得なかったというところにまず気づかないと間違えますよ、土木行政、入札契約行政。これはどう思われますか。

**○成合管理課長** 坂口委員の御指摘も私としても十分納得しているところでございまして、先ほどの平成5年からの状況につきましては、そういう実態でございまして、実績を申し上げたところでございます。最低制限価格の問題等、委員の御指摘も十分認識していく必要はあると思いますけれども、県といたしましては、現在のところ、一般競争入札の改革に20年からスタートしておりますので、委員の御指摘等も十分踏まえた上で、現在のところ、総合評価方式、いわゆる価格競争だけではない、品質あるいは地域の貢献とか、そういったものを加味した総合的な評価方式で、いろいろ試行錯誤しながら、建設産業の活性化に資するような制度としていく必要があるのかなというふうに認識しております。

**○坂口委員** 今のは中途半端にしか聞こえなかったけれども、事業量が減ってきた、それに伴って業者は減ってきているんです。ふえてはきていないんです。しかしながら、経営は成り

立ってきているんです。だから、経営が成り立つ範囲内で適切に残されてきているんです。ふえなければ企業自体がスリム化して小さくなっているから、経営が成り立っていたということは、そこで過剰じゃなかったということに気がつかないと。経営が成り立っていたんです。経済も成り立っていたんですよ。制度が変わったから今度は業者数がふえてきたということで、多過ぎたから淘汰されるというのは乱暴な考えだし、土木行政は間違えますよ。そこはしっかり認識しないと。それまで減ってきていたことを認めないわけじゃないんです。減ってきているんです。それは自然に減ってきている。制度が変わったことによっていろんな問題点が生じてきたことです。業者も経営力はまだまだ甘かったかもわからない。そういうものが総合的に絡んで、その中で試行せざるを得ないようなまだ中途半端な設計の仕方なり、最低制限価格の仕方なり、あるいは総合評価のあり方なりということが今、継続されているから、こんなに混乱しているんだということに気がつかないと間違えますよ。今では行政側は何も間違いはないという考えじゃないですか。それは認めていただけますか。

**○成合管理課長** 委員の御指摘、十分踏まえた上で、今年度、やはり総合評価についても、建設工事につきましては、いろんな評価項目等の見直し、あるいはまだ業務委託についてはそこまで至っておりませんので、県議会の御意見、あるいは業界等の御意見、県民の皆様の御意見を踏まえながら、十分検討をしていきたいというふうに認識しております。

**○坂口委員** まず、そこが間違いだったですね。決めてはぼんぼん報告だったから。今のうちに、議会の考え方とか、いろんな持っている

ものを聞いたり、業界の状況、実態を意見交換したりしてから改革をやっていかなかったことに間違いがあるんです。だから、今の姿勢ならいいですよ。

総合評価方式とか言われたけど、総合評価方式というのは、一つには、何とか技術力とその貢献度を生かして、少しでも価格を逆転させようとして工夫された方式ですね。でも、そのことによって落札率が上がりましたか。そのことにはコストが裏でかかっているということですよ。いい技術者を雇って、いい仕事をやっていく、強度も出そう、あるいは品質もより高めようとするれば、受注者はそこにおのずとコストがかかってくるということですね。しかしながら、競争させて、やっぱり最低制限価格に張りつくということは、より経営が苦しくなっていくということですよ。赤字がふえてくる。そんなのをまだ堂々とこんなことにうたい上げて、その改善策なんて、まだまだこれは時期が早過ぎますよ。試行してこういうのを何とか頑張っていますというのがきょうの報告内容でなければだめですよ。そう思うんです。これは要望しておきます。問題はたくさん抱えております。法的にもまだ問題を抱えているんです。高度技術提案型の総合評価方式の何を意味するかをして、今やっている評価方式でのコスト比較をやってみらんですか。それと、最低制限価格に張りついている失格ラインと、契約として相手に選定できる、そういったものを法的に分析してみらんですか。大きい問題を抱えているんですよ。だから、業者だけのせいじゃないということにまず気づかないと間違えますよ。これは要望でいいです。答えるのは無理だろうから。

そこで、33ページの経済・雇用緊急対策のほ

うにランダムという言葉が出てきていますね。そこでおおむね工事については85~90%。おおむねは85だけにかかるんですか。90%もおおむね90ということになるんですか。

○岡田技術企画課長 おおむねは85のほうにかかります。

○坂口委員 そうした場合、まず計算の上で90%ときちっとした数字が出ますね。そのとき、この90%出た数字はランダムをやらないんですか。そのまま使われるんですか。

○岡田技術企画課長 ランダムを加えて90%にしております。

○坂口委員 ランダムを加えたら90にならないでしょう。1,000円単位、万円単位、それとも1円単位までするのかわからんけれども、最低制限価格と出るわけですね。純工事費、現場管理費、一般管理費を何%とって、どういった補正をやってということ。それはランダムがかからない数字がまず出るでしょう。加算していくわけでしょう。90%そこで出たら、90%を超すわけになりますね。おろすとなったら、今度は最低制限価格を割ることになりますね。おおむねじゃなかったら、これはどんなになるんですか。

○岡田技術企画課長 ランダムの考え方なんです。ランダムはゼロからスタートするわけでございまして、そういう意味で、ゼロ・ランダムもあり得るということです。

○坂口委員 ゼロ・ランダムがあり得るということですね。そこらが今度はまた物すごく大きな問題を含んでくると思うんです。何でこんな方法を思いつかれたかわからないけれども、同札が多過ぎるからということで、業界からの苦情だったか煩雑さだったかわからないけれども、ランダムがかけられる数字、かけられない

数字が出てくるわけですね。物すごく積算能力があって、しっかり積算して、あるいは最低制限価格の推計の仕方も正しかった、90%ぴったりだったときは、その人が最有力候補ですね。そういう作業をやってきちっと詰めていったものにランダムがかけられたら、きちっと出した人はことごとく失格ですね。ランダム加算をやられば。だからそういった矛盾が出てくるんですよ。一方で技術力だ、積算力だ、やれ何だと言いながら、積算力が正しかったところは、ランダムを上乗せすれば全部失格していくんですよ。そんな矛盾をいっぱい含んだものだから、これは大いに謙虚になって進めていかなきゃいけないというのが一つ。

それから、総合評価方式も今度は680件の試行をやっていくというわけでしょう。僕は前も管理課にお願いしておいたけれども、例えば出先での一般競争入札を導入した日、総合評価を導入した日、それ以降の特にそういった現場を持つ係あたりの残業状況、どれだけ事務量がふえたか、それにどう対応しているのか、ふえた事務量とは一体何なんだと。今のような、こんなつまらない内部処理のことでふえていっているのがほとんどだと思えます。県民サービスに向いていく部分じゃないと思えます。しかしながら、そこには的確に残業手当とかそんなものが限界まで出されている。それは県民サービスじゃなくて、納税者から見れば負の仕事と言ってもいいものですよ。還元されていない仕事。そして現場管理はおろそかになるという、こんな大問題を含んでいるのに、まだここは何ですか。今後、一般競争入札を拡大していくというようなことを堂々とうたっているじゃないですか。ここを一たん試行してみたらどうですか。今、一般競争入札で大きな間違いを

やっているんですよ。まだ技術とかがついていない、ただこの方法だけをやっていくというのは。

さっき、商工観光労働部で、企業をどうやって残そうか、優秀な技術者をどう育てようかというところ、こんな運がいいところ、悪いところ、あるいは行政からのそういったところの目配りが届かなかったところが残って、いいところがつぶれるかもわからないというような、こんな危険な作業をしているんですよ。だから、僕はどんどん進めるべきじゃないと思うんです。ここはどう考えられますか。

**○岡田技術企画課長** まず、ランダムについてなんですが、委員のおっしゃる意味はよく理解しておりますが、今回、経済・雇用対策ということで、直接効果のある最低制限価格を引き上げたところでございます。ただ、現実の応札状況というのは、最低制限価格に張りついた状況がございまして、私どもとしては、なるだけ予定価格の中で応札してほしいという思いがございまして、最低制限価格をミリで探ろうとするのは、無駄な努力と言ったら怒られるかもしれませんが、そういう企業としての社会的資源、労力を使ってほしくない、そういう思いがございまして、今回、ランダムを試行で導入することとしたわけでございます。

それから、総合評価につきましては、今年度、公共三部で一生懸命取り組むということで、通常型の総合評価を484件、約500件、公共三部で実施いたしました。そして、年度末、1月から応札者、それから発注者側の事務量を少なくするというところで、小規模工事を念頭に、地域企業育成型を試行いたしました。結果として590件、約600件実施いたしました。実際行ってみて、委員御指摘のとおり、相当な事務量、



に反省して、僕はここで言うておきますけど、今の県の実力で一般競争入札なんてまだ早いと思うんです。それも含めてぜひ反省してほしい。

○宮原委員長 答弁が要りますか。

○坂口委員 答えは要らないです。要望です。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですが、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですが、今、積算のあり方でランダム方式の部分ですが、やはり業界のほうから、全く言われたことをほとんどの議員が受けているようであります。せっかくきちっとした数字を出したのに、わけのわからん数字がかけられたんじゃ、今まで培ってきた技術というのは一体何なんですかねということも私も直接聞かせていただいていますので、そういったものも、改革の中でこれはやられたことだというふうに思いますが、十分検討をしていただいて、よりよいものにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、以上をもって県土整備部を終わります。執行部の皆様には大変御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午前11時46分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時議会におきまして、私ども9名が

商工建設常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび、委員長に選任されました小林市選出の宮原義久でございます。

一言ごあいさつを申し上げます。労働委員会事務局の皆さん、御苦勞さまです。私ども9名が商工建設常任委員会ということで選任をされましたが、労働委員会の所管する仕事を職員録の後ろに載って見させていただきました。7つの項目を審査するという事になっているようですが、労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関することを含めて7つの項目に基づいて仕事をやられるということで、今、大変働く方の環境も厳しい状況にありまして、雇用者と労働者の関係で問題もたくさん発生しているのかなというふうには思っておりますが、そこをまた調整をしていただくのが労働委員会の事務局の皆さんだというふうには思っておりますので、私ども9名も、宮崎県発展のために、そういった問題は速やかに解決できるようにあれば解決をしていただいて、いい環境の中で労働者の方が仕事ができるという環境をつくっていただくことが大事かなというふうには思っておりますので、力を合わせて宮崎県発展のために努力をしていきたいというふうには思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が日向市選出の西村副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の星原委員でございます。

串間市選出の野辺委員でございます。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、延岡市選出の太田委員でございます。

宮崎市選出の井上委員でございます。

都城市選出の徳重委員でございます。  
児湯郡選出の坂口委員でございます。  
次に、書記の紹介をいたします。

正書記の吉田主任主事でございます。  
副書記の前田主査でございます。

それでは、事務局長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

**○野田労働委員会事務局長** 事務局長の野田でございます。委員の皆様には、平素より、労働委員会の業務につきまして、御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、幹部職員等の紹介をさせていただきます。お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

私の隣に座っておりますのが、調整審査課長の上玉利正利でございます。

課長補佐の日高裕次でございますが、本日は、ちょうど九州労働委員会の事務局長会議が福岡で開催されておまして、私の代理で出席しておりますので、本日の常任委員会は欠席させていただきます。

次に、審査主幹の吉丸昭彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、労働委員会の業務概要につきまして御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。まず、労働委員会の構成でございます。労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者から成る合議制の行政機関でございます。委員は公・労・使それぞれ5名ずつの15名となっております。労働者委員は労働組合からの、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づきまして、知事が任命するということになっておりま

す。また、公益委員につきましては、労使の委員の同意を得まして知事が任命するということになっております。現在の委員につきましては、資料の4ページに名簿をつけております。任期は2年でございます。ことしの8月19日までとなっております。この委員改選につきましては、現在、商工観光労働部の労働政策課で手続を進めているところでございます。

次の労働委員会の業務でございます。労働委員会は、労働組合法等の関係法令に基づきまして、労働争議の調整、不当労働行為の審査、個別的な労使紛争のあっせんということを行っております。まず、(1)の調整でございますが、これは、労働組合あるいは使用者の申請に基づきまして、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行うものでございます。(2)の審査でございますが、不当労働行為の救済申し立てがあった場合の審査と、それから不当労働行為の救済申し立てなどを行うときに必要な労働組合の資格審査を行っております。(3)の個別的労使紛争のあっせん等でございます。労働者個人と使用者との間の労働条件、その他労働に关します紛争の解決を図るための相談やあっせんを行っております。

次に、3の事務局でございます。労働委員会事務局は1課10名で、うち1名は労働政策課との兼務となっております。なお、事務局の組織図につきましては、資料の最後に記載しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

次に、4の平成21年度予算でございますが、労働委員会費として1億2,347万1,000円で、内訳は、職員費が8,666万5,000円、委員報酬等の委員会運営費が3,680万6,000円となっております。

次に、3ページをごらんください。平成20年度事件の概要につきまして御報告いたします。

まず、1の調整事件につきましては、1件ございました。Aあっせん事件は、組合員2名が採用を見送られたのは、正当な理由のない雇いどめであるとして、この撤回と復職を求めまして、労働組合から申請がございました。あっせんを行いました。労使双方の考えに隔たりが大きくございまして、譲歩の余地がないというようなことから、打ち切りといたしております。

次に、2番目の不当労働行為審査事件につきましては5件ございました。最初に、①の玉城学園事件であります。本事件は、三股町にございます学校法人で、組合役員に対する不利益取り扱い、いわゆる懲戒解雇等の是正につきまして、誠実団交応諾等を求めて申し立てられたものでございます。委員調査、審問、公益委員によります合議などを経まして、昨年7月に救済命令を行っております。その後、被申立人側から命令の内容を不服といたしまして、中央労働委員会に再審査申し立てがなされましたが、これとは別途、地位確認等の訴訟の地裁判決の確定がございまして、再審査申し立てを取り下げましたために、昨年の12月に本件の初審命令が確定いたしております。

次に、②と④の高岡ふるさと振興協会事件でございます。本事件は、宮崎市で特産品センター（道の駅高岡ビタミン館）を運営します協会に関する事件でございます。20年の7月に1号事件、同じく10月に3号事件と2つの事件が申し立てられておまして、ともに組合員に対します不利益取り扱いの撤回等を求めるものであります。現在、1号事件と3号事件とを併合しまして、係属中で審査を進めております。

次に、③の玉城学園事件でございます。本事件につきましては、先ほど御説明いたしました①と同じ学校法人に関する事件で、組合員に対します不利益取り扱いの是正等を求めて申し立てられたもので、現在、係属中で審査を進めております。

最後に、⑤の高鍋信用金庫事件でございますが、誠実団交応諾等を求めまして申し立てられておまして、現在、係属中でございまして、審査を進めておるところでございます。

次に、3の個別的労使紛争あっせん事件につきましては、2件ございました。Bあっせん事件は、労働者から解雇に伴いましてこうむりました不利益の補償を求めまして申請があったものでございます。事務局調査を行いましたところ、被申請者からは十分な説明を行っており、不当解雇という認識はない考えでございまして、あっせんには応じないとのことから、打ち切りといたしております。次のCあっせん事件は、労働者から休業補償、精神的損害賠償を求めまして申請があったものでございます。事務局調査を行いましたところ、被申請者から休業補償、精神的損害賠償に応じるつもりはないので、あっせんには応じないとのことから、打ち切りといたしております。

なお、3ページの資料で1の調整事件と3の個別的労使紛争あっせん事件につきましては、アルファベットで事件名を表記しておりますけれども、あっせんそのものを非公開で実施しておりますので、個人情報保護への配慮等からも、企業名等は記載しないということでございますので、Aでありますとか、3番目の個別的労使紛争あっせん事件につきましては、BとかCとかいった表記をさせていただいております。一方で、2の不当労働行為審査事件につき

ましては、審問手続自体を公開しておりますので、法人名等を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ありませんね。そのほかでもないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして労働委員会事務局を終わります。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午前11時59分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

4月16日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もございますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページの(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等については、適宜、委員会を開催するものであります。なお、原則として1回以上開催することにつきましては、報告事項等がない場合には、委員会を開催しないこともあり得るという趣旨であります。

次に、2ページの(8)の常任委員長報告の

修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告をする委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合には、委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページの(12)の調査等についてであります。まず、アの県内調査についてであります。3点ございます。1点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、後日、回答する旨の約束はしないということであります。2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできるだけ避けるというものであります。3点目は、県内調査であります。特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うため、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

最後に、ウの国等への陳情につきましては、必要に応じて、所管する事項について関係省庁等に行うというものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと存じます。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後0時2分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

今年度の委員会調査など、活動計画案について書記に説明させます。

○吉田書記 平成21年度商工建設常任委員会の活動計画について御説明いたします。

お手元にお配りいたしております平成21年度商工建設常任委員会調査等活動計画（案）をごらんください。まず、県内調査についてであります。本年度も、県内を県北、県南の2地区に分け実施するものとし、県南地区は5月18日（月）から19日（火）に、県北地区は5月27日（水）から28日（木）に、いずれも1泊2日で実施する予定であります。

次に、県外調査についてであります。本年度は、8月26日（水）から28日（金）に2泊3日で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月22日（水）、11月9日（月）及び1月25日（月）を予定日とし、内容等については、直前の定例会中の委員会で確認する予定であります。

最後に、国等への陳情についてであります。陳情は、必要に応じて、所管する部局の陳情項目を、関係する省庁等に対し行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

委員会の活動計画については、以上であります。

○宮原委員長 書記の説明が終わりました。活動計画案にありますとおり、県内調査を5月18日（月）から19日（火）、5月27日（水）から5月28日（木）の日程で実施する予定ですが、日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様から御意見を伺いたしたいと思います。参考までに、お手元に資料として商工建設常任委員会県内調査調査先候補一覧を配付いたしております。この資料を含めて調査先等

につきまして、何か御意見、御要望がありましたらお出しいただきたいと思っております。また、県外調査につきましても、何か御意見、御要望等がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思っております。

○星原委員 これは案と書いてありますが、日程まで案でいいんですか。決まりですか。

○宮原委員長 暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

---

午後0時9分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

県内調査の日程、調査先につきましては、先ほど出ました意見も参考にさせていただきながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かありませんか。

○井上委員 県外調査なんですが、県外調査先に、先ほど言いましたような、東アジア戦略を視点にしたようなものを行かせていただければということと、農商工連携で何か成功事例、国から出しているのもありますけど、成功事例のところに行かせていただければというふうに思います。

○宮原委員長 県外調査に、今ありましたように東アジア戦略、農商工連携ということも含めて検討させていただきたいと思っております。

ほかに何もありませんでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、以上をもちまして本

日の委員会を終わります。

午後0時10分閉会